

終身共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第2条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた死亡および別表第1「重度障害の定義」に定める身体障害の状態（以下「重度障害」といいます。）、疾病の治療を目的とする入院および手術、ならびに別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める不慮の事故および感染症（以下「不慮の事故等」）といいます。）を直接の原因とする入院および手術を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約を以下「基本契約」といいます。）をおこないます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた死亡および別表第1「重度障害の定義」に定める身体障害の状態（以下「重度障害」といいます。）、疾病の治療を目的とする入院および手術、ならびに別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める不慮の事故〔挿入〕（以下「不慮の事故〔挿入〕」）といいます。）を直接の原因とする入院および手術を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約を以下「基本契約」といいます。）をおこないます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から第41条（共済契約の消滅）に規定する共済契約の消滅する日までとします。</p>	<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から第42条（共済契約の消滅）に規定する共済契約の消滅する日までとします。</p>
<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 〔中略〕</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による指定代理請求人の指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) 第25条（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 〔中略〕</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による指定代理請求人の指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) 第26条（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 【中略】</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。 【削除】</p> <p>なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>【中略】</p> <p>8. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、第38条（共済契約の無効）により当該共済契約の全部が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により取り扱います。</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 【中略】</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第19条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。 <u>ただし、一時払の場合、および第18条（共済掛金の前納）により、共済契約の申込時に将来の共済掛金の全部を一括して払い込む場合は、申込日から1ヵ月以内に初回掛金を払い込まなければなりません。</u>なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第20条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>【中略】</p> <p>8. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、第39条（共済契約の無効）により当該共済契約の全部が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により取り扱います。</p>
<p>(共済掛金の払込方法および払込期日)</p> <p>第15条 共済掛金の払込方法は、月払 <u>または</u> 年払 【削除】 とします。</p> <p>2. 共済契約者は、第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</p> <p>【以下略】</p>	<p>(共済掛金の払込方法および払込期日)</p> <p>第15条 共済掛金の払込方法は、月払、<u>年払または一時払</u> とします。</p> <p>2. 共済契約者は、第19条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(共済掛金の払込期間)</p> <p>第16条 月払の契約および年払の契約にかかる共済掛金の払込期間は、次の各号に規定するいずれかとします。</p>	<p>(共済掛金の払込期間)</p> <p>第16条 月払の契約および年払の契約にかかる共済掛金の払込期間は、次の各号に規定するいずれかとします。</p>

新条文	旧条文
<p><u>ただし、終身生命共済は第1号に定める払込期間を選択できないものとします。</u></p> <p>(1) 終身払 共済期間の全期間にわたり共済掛金を払い込むとき</p> <p>(2) 短期払 共済期間より短い期間で共済掛金の払込みを終了させるとき</p> <p>2. 共済掛金の払込期間が前項第2号の場合には、払込期間は次の各号に規定するいずれかとします。いずれも被共済者が払込満了年齢となる日の直後の発効日の年応当日前日までを共済掛金の払込期間とします。なお、発効日の年応当日に払込満了年齢となる場合はその前日までを共済掛金の払込期間とします。</p> <p>(1) 60歳払込満了</p> <p>(2) 65歳払込満了</p> <p>(3) 70歳払込満了</p> <p><u>(4) 80歳払込満了</u></p>	<p>〔挿入〕</p> <p>(1) 終身払 共済期間の全期間にわたり共済掛金を払い込むとき</p> <p>(2) 短期払 共済期間より短い期間で共済掛金の払込みを終了させるとき</p> <p>2. 共済掛金の払込期間が前項第2号の場合には、払込期間は次の各号に規定するいずれかとします。いずれも被共済者が払込満了年齢となる日の直後の発効日の年応当日前日までを共済掛金の払込期間とします。なお、発効日の年応当日に払込満了年齢となる場合はその前日までを共済掛金の払込期間とします。</p> <p>(1) 60歳払込満了</p> <p>(2) 65歳払込満了</p> <p>(3) 70歳払込満了</p> <p>〔挿入〕</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(共済掛金の前納)</u></p> <p><u>第18条 共済契約者は、共済契約の申込時に将来の共済掛金の全部を一括して払い込むことができます(以下申込時に払い込む共済掛金を「前納共済掛金」といいます。)</u></p> <p><u>2. 前納共済掛金は、発効日の年応当日の前日ごとに当該応当日の属する年払の共済掛金期間に対応する共済掛金に充当します。</u></p>
<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第19条 〔中略〕</p> <p><u>3. 前2項の規定にかかわらず、共済契約者は、一時払の場合および前条に定める共済掛金の前納をおこなう場合には、この会が指定する払込票で共済掛金を払い込むものとします。</u></p>
<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第19条 〔以下略〕</p>	<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第20条 〔以下略〕</p>
<p>(質入れ等の禁止)</p>	<p>(質入れ等の禁止)</p>

新条文	旧条文																		
<p>第20条 【以下略】</p>	<p>第21条 【以下略】</p>																		
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第21条 この会は、共済契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他の終身共済の契約が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、それぞれの共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第22条 この会は、共済契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他の終身共済の契約が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故【挿入】を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、それぞれの共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>災害入院共済金</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>災害手術共済金</td> <td>傷害の治療を直接の目的として【削除】手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table>	共済金		事由	ア	災害入院共済金	入院を開始したとき	イ	災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として【削除】手術を受けたとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>災害入院共済金</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>災害手術共済金</td> <td>傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table>	共済金		事由	ア	災害入院共済金	入院を開始したとき	イ	災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき
共済金		事由																	
ア	災害入院共済金	入院を開始したとき																	
イ	災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として【削除】手術を受けたとき																	
共済金		事由																	
ア	災害入院共済金	入院を開始したとき																	
イ	災害手術共済金	傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき																	
<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>	<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のアに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>疾病入院共済金</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> </tbody> </table>	共済金		事由	ア	疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">共済金</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>疾病入院共済金</td> <td>入院を開始し、発効日以後も継続していたとき</td> </tr> </tbody> </table>	共済金		事由	ア	疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき						
共済金		事由																	
ア	疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき																	
共済金		事由																	
ア	疾病入院共済金	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき																	
<p>2. 前項の取扱いは、該当する共済金に適用される各規定を適用し、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号アの取扱いは、1回の入院について、180日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間を通算して1,000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p>	<p>2. 前項の取扱いは、該当する共済金に適用される各規定を適用し、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号アの取扱いは、1回の入院について、180日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間を通算して1000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p>																		

新条文	旧条文
<p>(2) 前項第2号アの取扱いは、1回の入院について、180日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間を通算して<u>1,000</u>日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(3) 契約の解除、支払う場合、削減して支払う場合、通知義務、免責事由、その他の事項については該当する規約の各規定を適用します。</p> <p>3. 第1項の規定は、第<u>38</u>条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p>	<p>(2) 前項第2号アの取扱いは、1回の入院について、180日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間を通算して<u>1000</u>日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(3) 契約の解除、支払う場合、削減して支払う場合、通知義務、免責事由、その他の事項については該当する規約の各規定を適用します。</p> <p>3. 第1項の規定は、第<u>39</u>条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p>
<p>(共済掛金の払込期間の変更) 第<u>22</u>条 【以下略】</p>	<p>(共済掛金の払込期間の変更) 第<u>23</u>条 【以下略】</p>
<p>(共済金額の減額) 第<u>23</u>条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定により、共済金額を減額した場合には、共済契約は、減額部分を解約したものととして取り扱い、第<u>36</u>条（共済契約の解約）の規定を準用します。 【以下略】</p>	<p>(共済金額の減額) 第<u>24</u>条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定により、共済金額を減額した場合には、共済契約は、減額部分を解約したものととして取り扱い、第<u>37</u>条（共済契約の解約）の規定を準用します。 【以下略】</p>
<p>(共済金額の増額) 第<u>24</u>条 【以下略】</p>	<p>(共済金額の増額) 第<u>25</u>条 【以下略】</p>
<p>(共済契約による権利義務の承継) 第<u>25</u>条 【中略】</p> <p>2. 前項の場合、第<u>20</u>条（質入れ等の禁止）の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。 【以下略】</p>	<p>(共済契約による権利義務の承継) 第<u>26</u>条 【中略】</p> <p>2. 前項の場合、第<u>21</u>条（質入れ等の禁止）の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。 【以下略】</p>

新条文	旧条文
(共済契約者の通知義務) 第26条 【以下略】	(共済契約者の通知義務) 第27条 【以下略】
(必要事項の報告) 第27条 【以下略】	(必要事項の報告) 第28条 【以下略】
(通知および報告の不履行) 第28条 【以下略】	(通知および報告の不履行) 第29条 【以下略】
(共済金の支払請求) 第29条 【以下略】	(共済金の支払請求) 第30条 【以下略】
(共済金の支払い) 第30条 【以下略】	(共済金の支払い) 第31条 【以下略】
(生死不明の場合の共済金の支払い) 第31条 【以下略】	(生死不明の場合の共済金の支払い) 第32条 【以下略】
(時効) 第32条 【以下略】	(時効) 第33条 【以下略】
(他の障害その他の影響がある場合) 第33条 被共済者が不慮の事故等により傷害を被り共済金を支払う場合において、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。 【以下略】	(他の障害その他の影響がある場合) 第34条 被共済者が不慮の事故【挿入】により傷害を被り共済金を支払う場合において、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。 【以下略】
(戦争その他の非常な出来事の場合) 第34条 【以下略】	(戦争その他の非常な出来事の場合) 第35条 【以下略】
(共済契約の失効) 第35条 【以下略】	(共済契約の失効) 第36条 【以下略】
(共済契約の解約)	(共済契約の解約)

新条文	旧条文
<p>第36条 〔以下略〕</p> <p>(債権者等による解除および共済金受取人による共済契約の存続)</p> <p>第37条 〔以下略〕</p>	<p>第37条 〔以下略〕</p> <p>(債権者等による解除および共済金受取人による共済契約の存続)</p> <p>第38条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の無効)</p> <p>第38条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第6条(共済契約者の範囲)に定める共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第7条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外のと</p> <p>き</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 同一被共済者の共済契約の各共済金額が第47条(死亡共済金額および重度障害共済金額)、第52条(疾病入院共済金額)、第56条(疾病手術共済金額)、第61条(災害入院共済金額)、第65条(災害手術共済金額)に定める最高限度を超過していたとき(その超過する部分の共済金額の共済契約が無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の無効)</p> <p>第39条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第6条(共済契約者の範囲)に定める共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第7条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外のと</p> <p>き</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 同一被共済者の共済契約の各共済金額が第49条(死亡共済金額および重度障害共済金額)、第54条(疾病入院共済金額)、第58条(疾病手術共済金額)、第62条(災害入院共済金額)、第66条(災害手術共済金額)に定める最高限度を超過していたとき(その超過する部分の共済金額の共済契約が無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第39条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、共済契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったと</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第40条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、共済契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったと</p>

新条文	旧条文
<p>き</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故（第21条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>とき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故（第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第40条 〔以下略〕</p>	<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第41条 〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の消滅）</p> <p>第41条 〔以下略〕</p>	<p>（共済契約の消滅）</p> <p>第42条 〔以下略〕</p>
<p>（消滅の場合の解約返戻金）</p> <p>第42条 前条の規定により、共済契約が消滅した場合で、かつ、第50条（死亡共済金を支払わない場合）の規定により死亡共済金を支払わない場合には、この会は、解約返戻金を共済契約者に支払います。<u>また、死亡共済金を支払う場合には、未経過共済掛金があるときに、これを支払います。</u>「終身医療共済」の共済契約で第2編第</p>	<p>（消滅の場合の解約返戻金）</p> <p>第43条 前条の規定により、共済契約が消滅した場合で、かつ、第52条（死亡共済金を支払わない場合）の規定により死亡共済金を支払わない場合には、この会は、解約返戻金を共済契約者に支払います。〔挿入〕「終身医療共済」の共済契約で第2編第5章の無解約返戻金特則を付帯している場合は、その特則で定める規定により取り扱</p>

新条文	旧条文
<p>5章の無解約返戻金特則を付帯している場合は、その特則で定める規定により取り扱います。</p>	<p>ます。</p>
<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第43条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第40条(重大事由による共済契約の解除)第1項第1号または第2号に該当する行為があったとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、第40条(重大事由による共済契約の解除)第1項第4号に該当するとき</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第12条(共済契約の申込み)第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があったとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第44条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第41条(重大事由による共済契約の解除)第1項第1号または第2号に該当する行為があったとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、第41条(重大事由による共済契約の解除)第1項第4号に該当するとき</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第12条(共済契約の申込み)第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があったとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p>第44条 〔以下略〕</p>	<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p>第45条 〔以下略〕</p>
<p>(基本契約の無効等による各特則の無効等)</p> <p>第45条 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約の無効等による各特則の無効等)</p> <p>第46条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の解約返戻金)</p> <p>第46条 共済契約の解約返戻金の額は、<u>解約返戻金を削減しない場合の共済掛金積立金額</u>と未経過共済掛金額の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による払い戻しの計算対象となりません。</p>	<p>(共済契約の解約返戻金)</p> <p>第47条 共済契約の解約返戻金の額は、<u>共済掛金積立金額</u>と未経過共済掛金額の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による払い戻しの計算対象となりません。</p>

新条文	旧条文
<p><u>2. 前項にかかわらず、共済掛金払込期間中の解約返戻金の額は、解約返戻金を削減しない場合の共済掛金積立金額に低解約返戻金割合70%を乗じた金額と未経過共済掛金額の合計額とし、経過した年月数によって計算します(低解約返戻金割合とは、解約返戻金の水準を低く設定する割合のことをいいます)。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による払戻しの計算対象となりません。</u></p> <p><u>3. 第1項</u>にかかわらず、「終身医療共済」の共済契約で第2編第5章の無解約返戻金特則を付帯している場合は、その特則で定める規定により取り扱います。</p>	<p>〔挿入〕</p> <p><u>2. 前項</u>にかかわらず、「終身医療共済」の共済契約で第2編第5章の無解約返戻金特則を付帯している場合は、その特則で定める規定により取り扱います。</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(共済契約の終了の場合の前納共済掛金の返還)</u></p> <p><u>第48条</u> この会は、本節の規定により共済契約が終了し、当該共済契約について前納共済掛金のあるときは、前納共済掛金の残額相当額を共済契約者に返還します。ただし、<u>第45条(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</u>による共済契約の終了の場合を除きます。なお、<u>前納共済掛金の残額相当額を返還する場合には、当該残額相当額は前条に定める解約返戻金の額に含めて返還するものとします。</u></p>
<p>(死亡共済金額および重度障害共済金額)</p> <p><u>第47条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(死亡共済金額および重度障害共済金額)</p> <p><u>第49条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p> <p><u>第49条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p> <p><u>第51条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(死亡共済金を支払わない場合)</p> <p><u>第50条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(死亡共済金を支払わない場合)</p> <p><u>第52条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(重度障害共済金を支払わない場合)</p> <p><u>第51条</u> <u>第49条</u>(死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度</p>	<p>(重度障害共済金を支払わない場合)</p> <p><u>第53条</u> <u>第51条</u>(死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度</p>

新条文	旧条文
<p>障害となった場合には、重度障害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の故意によるとき（ただし、申込日から2年を超える自殺行為によるときを除きます。）</p>	<p>障害となった場合には、重度障害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の故意によるとき（ただし、申込日から2年を超える自殺行為によるときを除きます。）</p>
<p>(疾病入院共済金額)</p> <p>第52条 【以下略】</p>	<p>(疾病入院共済金額)</p> <p>第54条 【以下略】</p>
<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第54条 【中略】</p> <p>4. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（<u>当該共済契約が細則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。</u>）を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前3項の規定を適用します。ただし、<u>1回の入院とみなした入院のうち、申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。</u></p> <p><u>5. 前項にかかわらず、同一の原因によるものであっても、入院に関する共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日翌日以後180日を経過して開始した入院については、あらたな入院とみなし、前4項の規定を適用します。</u></p> <p>6. 医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</p> <p>7. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1回の入院とみなします。</p> <p>8. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、または当初の入院中に異なる疾病を併発した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった疾病により継続</p>	<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第56条 【中略】</p> <p>4. この会は、被共済者が、第1項に定める入院【挿入】を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前3項の規定を適用します。ただし、<u>同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。</u></p> <p>【挿入】</p> <p>5. 医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</p> <p>6. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1回の入院とみなします。</p> <p>7. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、または当初の入院中に異なる疾病を併発した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった疾病により継続</p>

新条文	旧条文
<p>して入院したものとみなして、前7項の規定を適用し、異なる疾病によるあらたな入院の期間との重複する期間中は、そのあらたな入院については疾病入院共済金を支払いません。<u>ただし、当初の入院が免責となる場合は、異なる疾病によるあらたな入院について前7項の規定を適用の上、疾病入院共済金を支払います。</u></p> <p>9. 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合は、第1項の「入院日数」を「災害入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読み替えます。</p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) 異常分娩による入院</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院 <u>(ただし、第63条(災害入院共済金)第3項の規定を適用する場合は除きます。)</u></p> <p>(3) 不慮の事故等以外の外因を原因とする傷害による入院</p> <p>(4) 他者の疾病 <u>または不慮の事故等を直接の原因とする傷害</u> の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p>〔削除〕</p>	<p>して入院したものとみなして、前6項の規定を適用し、異なる疾病によるあらたな入院の期間との重複する期間中は、そのあらたな入院については疾病入院共済金を支払いません。〔挿入〕</p> <p>8. 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合は、第1項の「入院日数」を「災害入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読み替えます。</p> <p>9. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前8項の規定を適用します。</p> <p>(1) 異常分娩による入院</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故 〔挿入〕 を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院 〔挿入〕</p> <p>(3) 不慮の事故 〔挿入〕 以外の外因を原因とする傷害による入院</p> <p>(4) 他者の疾病 〔挿入〕 の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p><u>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)</u>による入院</p>
<p>(疾病入院共済金を支払わない場合)</p> <p>第55条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、疾病入院共済金を支払いません。</p>	<p>(疾病入院共済金を支払わない場合)</p> <p>第57条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、疾病入院共済金を支払いません。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) 前条第10項第2号または第3号に該当する場合で、第64条(災害入院共済金を支払わない場合)の規定に該当するとき</p>	<p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) 前条第9項第2号または第3号に該当する場合で、第65条(災害入院共済金を支払わない場合)の規定に該当するとき</p>
<p>(疾病手術共済金額)</p> <p>第56条 〔以下略〕</p>	<p>(疾病手術共済金額)</p> <p>第58条 〔以下略〕</p>
<p>(疾病手術共済金 <u>(2022年9月1日以前に発効した共済契約)</u>)</p> <p>第58条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第3「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前4項の規定を適用します。</p> <p>(1) 異常分娩による手術(健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限りします。)</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故の日から180日を経過した後に受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故等以外の外因を原因とする傷害による手術</p> <p>(4) 他者の疾病<u>または不慮の事故等を直接の原因とする傷害</u>の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(疾病手術共済金 〔挿入〕)</p> <p>第60条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第3「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前4項の規定を適用します。</p> <p>(1) 異常分娩による手術(健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限りします。)</p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故〔挿入〕を直接の原因として、事故の日から180日を経過した後に受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故〔挿入〕以外の外因を原因とする傷害による手術</p> <p>(4) 他者の疾病〔挿入〕の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p> <p><u>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</u></p>
<p>(疾病手術共済金 <u>(2022年9月2日以後に発効した共済契約)</u>)</p> <p>第59条 <u>この会は、被共済者が共済期間中に疾病の治療を直接の目的と</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>して、別表第4「手術支払倍率表」に定める手術を受けた場合には、疾病手術共済金として疾病手術共済金額に別表第4「手術支払倍率表」において定める倍率を乗じた金額を支払います。</u></p> <p><u>2. 前項に定める手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。</u></p> <p><u>(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科（歯科）診療報酬点数表によるものとし、次のア～コに該当するものを除きます。</u></p> <p><u>ア. 創傷処理</u></p> <p><u>イ. 皮膚切開術</u></p> <p><u>ウ. デブリードマン</u></p> <p><u>エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術、および授動術</u></p> <p><u>オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</u></p> <p><u>カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術</u></p> <p><u>キ. 抜歯</u></p> <p><u>ク. 鼻内異物摘出術</u></p> <p><u>ケ. 外耳道異物除去術</u></p> <p><u>コ. 鶏眼・胼胝切除術</u></p> <p><u>(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>象として列挙されている診療行為を含みます。)。ただし、血液照射を除きます。</u></p> <p><u>(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植</u></p> <p><u>(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為</u></p> <p><u>3. この会は、前2項の手術であっても、直接であると間接であることを問わず、被共済者が申込日以前にすでに罹患していた疾病を原因として手術した場合、疾病手術共済金として次の各号に定める金額を支払います。</u></p> <p><u>(1) 申込日から申込日を含んで90日以内に受けた手術のときは第1項の共済金額の30%</u></p> <p><u>(2) 申込日から申込日を含んで91日目以後180日以内に受けた手術のときは第1項の共済金額の50%</u></p> <p><u>(3) 申込日から申込日を含んで181日目以後1年以内に受けた手術のときは第1項の共済金額の70%</u></p> <p><u>4. この会は、次の各号の手術については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</u></p> <p><u>(1) レーザー・冷凍凝固による眼球手術</u></p> <p><u>(2) 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術</u></p> <p><u>(3) 体外衝撃波による体内結石破砕術</u></p> <p><u>(4) 放射線治療（血液照射を除きます。)</u></p> <p><u>5. この会は、被共済者が同日に2種類以上の手術を受けた場合または1種類の手術を複数回にわたって受けた場合（1回の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、最も支払倍率の高いいずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>6. この会は、第4項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。</u></p> <p><u>7. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。</u></p> <p><u>8. この会は、次の各号のいずれかに該当する手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前7項の規定を適用します。</u></p> <p><u>(1) 異常分娩による手術</u></p> <p><u>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術</u></p> <p><u>(3) 不慮の事故等以外の外因を原因とする傷害による手術</u></p> <p><u>(4) 他者の疾病または不慮の事故等を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</u></p>	
<p>(疾病手術共済金を支払わない場合)</p> <p>第60条 <u>前2条</u>の規定にかかわらず、この会は、疾病手術共済金を支払わない場合については、第55条（疾病入院共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>(疾病手術共済金を支払わない場合)</p> <p>第61条 <u>前条</u>の規定にかかわらず、この会は、疾病手術共済金を支払わない場合については、第57条（疾病入院共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>(災害入院共済金額)</p> <p>第61条 【以下略】</p>	<p>(災害入院共済金額)</p> <p>第62条 【以下略】</p>
<p>(災害入院共済金)</p> <p>第63条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故<u>等</u>を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間</p>	<p>(災害入院共済金)</p> <p>第64条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故【挿入】を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済</p>

新条文	旧条文
<p>中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>災害入院共済金額×入院日数</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（<u>当該共済契約が細則に定める移行契約の場合には、移行前契約における入院を含みます。</u>）の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、<u>それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します（当該再入院は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含むものとします）。</u>なお、<u>1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱います。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>6. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）の期間中に発生した異なる不慮の事故等等を原因として入院を開始した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった<u>不慮の事故等</u>により継続して入院したものとみなして、前5項の規定を適用し、異なる不慮の事故等によるあらたな入院の期間との重複する期間中は、そのあらたな入院については災害入院共済金を支払いません。<u>ただし、当初の入院が免責となる場合は、異なる不慮の事故等によるあらたな入院について前5項の規定を適用の上、災害入院共済金を支払います。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>期間中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>災害入院共済金額×入院日数</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院を<u>2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します。ただし、同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>6. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）の期間中に発生した異なる不慮の事故〔挿入〕を原因として入院を開始した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった〔挿入〕事故〔挿入〕により継続して入院したものとみなして、前5項の規定を適用し、異なる不慮の事故〔挿入〕によるあらたな入院の期間との重複する期間中は、そのあらたな入院については災害入院共済金を支払いません。〔挿入〕</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（災害入院共済金を支払わない場合）</p> <p>第64条 〔以下略〕</p>	<p>（災害入院共済金を支払わない場合）</p> <p>第65条 〔以下略〕</p>
<p>（災害手術共済金額）</p> <p>第65条 〔以下略〕</p>	<p>（災害手術共済金額）</p> <p>第66条 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(災害手術共済金)</p> <p>第67条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間中に、その事故による傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」<u>または別表第4「手術支払倍率表」</u>に定める手術を受けた場合には、<u>第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))</u> <u>または第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))</u> に準じて、災害手術共済金として災害手術共済金額に<u>それぞれの表</u>において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(災害手術共済金)</p> <p>第68条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故【挿入】を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間中に、その事故による傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」【挿入】に定める手術を受けた場合には、【挿入】災害手術共済金として災害手術共済金額に<u>同表</u>において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p><u>2. この会は、別表第3「手術支払割合表」に定める手術のうち、被共済者が同日に2種類以上の手術または1種類の手術を複数回にわたって受けた場合には、最も支払割合の高いいずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして、前項の規定を適用します。</u></p> <p><u>3. この会は、1回の手術が別表第3「手術支払割合表」に定める複数の手術に該当する場合には、該当する手術のうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。</u></p>
<p>(災害手術共済金を支払わない場合)</p> <p>第68条 前条の規定にかかわらず、この会は、災害手術共済金を支払わない場合については、第64条(災害入院共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>	<p>(災害手術共済金を支払わない場合)</p> <p>第69条 前条の規定にかかわらず、この会は、災害手術共済金を支払わない場合については、第65条(災害入院共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>
<p>(契約者割戻金)</p> <p>第69条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に第41条(共済契約の消滅)および第2編</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p>第70条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に第42条(共済契約の消滅)および第2編</p>

新条文	旧条文
<p>第6章「リビングニーズ特則」第96条（リビングニーズ共済金）第5項の規定により消滅した共済契約</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第6章「リビングニーズ特則」第97条（リビングニーズ共済金）第5項の規定により消滅した共済契約</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p>第70条 〔以下略〕</p>	<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p>第71条 〔以下略〕</p>
<p>（異議申立ておよび審査委員会）</p> <p>第71条 〔以下略〕</p>	<p>（異議申立ておよび審査委員会）</p> <p>第72条 〔以下略〕</p>
<p>（管轄裁判所）</p> <p>第72条 〔以下略〕</p>	<p>（管轄裁判所）</p> <p>第73条 〔以下略〕</p>
<p>（業務委託）</p> <p>第73条 〔以下略〕</p>	<p>（業務委託）</p> <p>第74条 〔以下略〕</p>
<p>（再共済または再保険）</p> <p>第74条 〔以下略〕</p>	<p>（再共済または再保険）</p> <p>第75条 〔以下略〕</p>
<p>（手術支払割合表および手術支払倍率表の変更）</p> <p>第75条 この会は、法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術共済金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来にむかって別表第3「手術支払割合表」および別表第4「手術支払倍率表」を変更することがあります。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。</p> <p>2. 共済契約者が「手術支払割合表」および「手術支払倍率表」の変更を承諾しないときは、前項の規定により変更した「手術支払割合表」および「手術支払倍率表」が適用される日の前日までに、その旨をこの会に通知するものとします。</p> <p>3. 前項の通知があったときは、共済契約は、第1項の規定により変更した「手術支払割合表」および「手術支払倍率表」が適用される日の前日をもって解約されたものとみなします。</p>	<p>（手術支払割合表〔挿入〕の変更）</p> <p>第76条 この会は、法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術共済金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来にむかって別表第3「手術支払割合表」〔挿入〕を変更することがあります。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。</p> <p>2. 共済契約者が「手術支払割合表」〔挿入〕の変更を承諾しないときは、前項の規定により変更した「手術支払割合表」〔挿入〕が適用される日の前日までに、その旨をこの会に通知するものとします。</p> <p>3. 前項の通知があったときは、共済契約は、第1項の規定により変更した「手術支払割合表」〔挿入〕が適用される日の前日をもって解約されたものとみなします。</p>

新条文	旧条文
<p>4. 第2項の通知がなされないまま、第1項の規定により変更した「手術支払割合表」<u>および「手術支払倍率表」</u>が適用される日を経過したときは、共済契約者が「手術支払割合表」<u>および「手術支払倍率表」</u>の変更を承諾したものとみなします。</p>	<p>4. 第2項の通知がなされないまま、第1項の規定により変更した「手術支払割合表」【挿入】が適用される日を経過したときは、共済契約者が「手術支払割合表」【挿入】の変更を承諾したものとみなします。</p>
<p>(細則) 第76条 【以下略】</p>	<p>(細則) 第77条 【以下略】</p>
<p>(準拠法) 第78条 【以下略】</p>	<p>(準拠法) 第79条 【以下略】</p>
<p>(死亡共済金不担保特則) 第79条 【以下略】</p>	<p>(死亡共済金不担保特則) 第80条 【以下略】</p>
<p>(本則の準用) 第80条 【以下略】</p>	<p>(本則の準用) 第81条 【以下略】</p>
<p>(重度障害共済金不担保特則) 第81条 【以下略】</p>	<p>(重度障害共済金不担保特則) 第82条 【以下略】</p>
<p>(入院共済金等不担保特則) 第82条 【以下略】</p>	<p>(入院共済金等不担保特則) 第83条 【以下略】</p>
<p>(共済掛金払込免除特則の適用) 第83条 【以下略】</p>	<p>(共済掛金払込免除特則の適用) 第84条 【以下略】</p>
<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合) 第84条 【以下略】</p>	<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合) 第85条 【以下略】</p>
<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約の共済掛金の返還) 第85条 【中略】 【削除】</p>	<p>(共済掛金払込免除特則付帯契約の共済掛金の返還) 第86条 【中略】 <u>2. 本則第18条(共済掛金の前納)第2項の規定により前納共済掛金を共済掛金に充当した場合においても前項の規定を準用します。また、当該共済契約について、共済掛金を充当していない前納共済掛金のあるときは、前納共済掛金の残額相当額を共済契約</u></p>

新条文	旧条文
<p>(共済掛金の払込免除の始期)</p> <p>第86条 第84条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定により共済掛金の払込みを免除する場合には、共済掛金の払込免除の始期は重度障害の固定日の直後に到来する共済掛金期間とします。</p>	<p style="text-align: center;"><u>者に返還します。</u></p> <p>(共済掛金の払込免除の始期)</p> <p>第87条 第85条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定により共済掛金の払込みを免除する場合には、共済掛金の払込免除の始期は重度障害の固定日の直後に到来する共済掛金期間とします。</p>
<p>(共済掛金の払込免除中の共済掛金の取り扱い)</p> <p>第87条 第84条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)および前条の規定により共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。</p>	<p>(共済掛金の払込免除中の共済掛金の取り扱い)</p> <p>第88条 第85条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)および前条の規定により共済掛金の払込みを免除した場合には、この会は、以後、払込方法別応当日の前日までに共済掛金の払込みがあったものとして取り扱います。</p>
<p>(共済掛金の払込みを免除しない場合)</p> <p>第88条 被共済者が、次の各号のいずれかにより第84条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定に該当した場合には、この会は共済掛金の払込みを免除しません。</p> <p>(1) 本則第51条 (重度障害共済金を支払わない場合)に該当したとき</p> <p>(2) 被共済者が直接であると間接であるとを問わず、申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として申込日から1年以内に重度障害となったとき</p> <p>2. 被共済者が、次の各号のいずれかにより第84条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)第1項の規定に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことができます。</p> <p>(1) 戦争その他非常な出来事によるとき</p>	<p>(共済掛金の払込みを免除しない場合)</p> <p>第89条 被共済者が、次の各号のいずれかにより第85条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定に該当した場合には、この会は共済掛金の払込みを免除しません。</p> <p>(1) 本則第53条 (重度障害共済金を支払わない場合)に該当したとき</p> <p>(2) 被共済者が直接であると間接であるとを問わず、申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として申込日から1年以内に重度障害となったとき</p> <p>2. 被共済者が、次の各号のいずれかにより第85条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)第1項の規定に該当した場合には、この会は、総会の議決を経て共済掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことができます。</p> <p>(1) 戦争その他非常な出来事によるとき</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災によるとき</p> <p>(共済掛金の払込免除の請求)</p> <p>第89条 第84条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定に該当した場合は、本則第29条 (共済金の支払請求)を準用し、共済契約者は共済掛金払込免除請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済掛金の払込免除を申請するものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災によるとき</p> <p>(共済掛金の払込免除の請求)</p> <p>第90条 第85条 (共済掛金払込免除特則付帯契約において共済掛金の払込みを免除する場合)の規定に該当した場合は、本則第30条 (共済金の支払請求)を準用し、共済契約者は共済掛金払込免除請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済掛金の払込免除を申請するものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(本則の準用)</p> <p>第90条 この特則に別段の定めがない場合には、本則第27条 (必要事項の報告)、同第29条 (共済金の支払請求)、同第30条 (共済金の支払い)第5項、第6項および第7項、同第32条 (時効)、同第33条 (他の障害その他の影響がある場合)、同第39条 (告知義務違反による共済契約の解除)および同第40条 (重大事由による共済契約の解除)の規定を準用します。</p> <p>2. 前項の規定により、本則第39条 (告知義務違反による共済契約の解除)第3項および同第40条 (重大事由による共済契約の解除)第4項の規定を準用する場合には「すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます」を「すでに共済掛金の払込免除をおこなっていたときは、必要な共済掛金を請求することができます」と読み替えます。</p>	<p>(本則の準用)</p> <p>第91条 この特則に別段の定めがない場合には、本則第28条 (必要事項の報告)、同第30条 (共済金の支払請求)、同第31条 (共済金の支払い)第5項、第6項および第7項、同第33条 (時効)、同第34条 (他の障害その他の影響がある場合)、同第40条 (告知義務違反による共済契約の解除)および同第41条 (重大事由による共済契約の解除)の規定を準用します。</p> <p>2. 前項の規定により、本則第40条 (告知義務違反による共済契約の解除)第3項および同第41条 (重大事由による共済契約の解除)第4項の規定を準用する場合には「すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます」を「すでに共済掛金の払込免除をおこなっていたときは、必要な共済掛金を請求することができます」と読み替えます。</p>
<p>(無解約返戻金特則の適用)</p> <p>第91条 この特則は、「終身医療共済」の共済契約に付帯し、共済掛金払込期間中の解約返戻金をなしとすることによって共済掛金の額を割り引く場合に適用します。ただし、<u>年払共済掛金の未経過共済掛金</u>がある場合は、<u>未経過共済掛金額</u>を解約返戻金として返還します。<u>なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による払戻しの計算対象となりません</u> (以下この特則を付帯した共済契約</p>	<p>(無解約返戻金特則の適用)</p> <p>第92条 この特則は、「終身医療共済」の共済契約に付帯し、共済掛金払込期間中の解約返戻金をなしとすることによって共済掛金の額を割り引く場合に適用します。ただし、<u>前納共済掛金の残額相当額</u>がある場合は、<u>当該残額相当額</u>を解約返戻金として返還します【挿入】(以下この特則を付帯した共済契約を「無解約返戻金契約」といいます。)</p>

新条文	旧条文
を「無解約返戻金契約」といいます。)	
<p>(共済掛金払込期間満了後の無解約返戻金契約の解約返戻金額)</p> <p>第92条 前条の規定にかかわらず、短期払の契約【削除】で共済掛金払込期間満了後に本則第36条（共済契約の解約）、同第40条（重大事由による共済契約の解除）、同第41条（共済契約の消滅）、同第43条（被共済者による共済契約の解除請求）の規定により共済契約が解約され、解除されまたは消滅した場合には、解約返戻金を共済契約者に支払います。その場合の解約返戻金の額は、疾病入院共済金額の10倍とします。ただし、短期払の契約で共済掛金払込期間満了後であっても、共済掛金払込期間満了の日までの共済掛金が払い込まれていないときは共済掛金払込期間中の共済契約とみなし、解約返戻金を支払いません。</p>	<p>(共済掛金払込期間満了後の無解約返戻金契約の解約返戻金額)</p> <p>第93条 前条の規定にかかわらず、短期払の契約<u>または前納した契約</u>で共済掛金払込期間満了後に本則第37条（共済契約の解約）、同第41条（重大事由による共済契約の解除）、同第42条（共済契約の消滅）、同第44条（被共済者による共済契約の解除請求）の規定により共済契約が解約され、解除されまたは消滅した場合には、解約返戻金を共済契約者に支払います。その場合の解約返戻金の額は、疾病入院共済金額の10倍とします。ただし、短期払の契約で共済掛金払込期間満了後であっても、共済掛金払込期間満了の日までの共済掛金が払い込まれていないときは共済掛金払込期間中の共済契約とみなし、解約返戻金を支払いません。</p>
<p>(無解約返戻金契約における減額の場合)</p> <p>第93条 無解約返戻金契約において、共済掛金払込期間中に共済金額の減額をおこなう場合には、解約返戻金はありません。ただし、短期払の契約【削除】で共済掛金払込期間満了後に共済金額の減額をおこなう場合には、減額した疾病入院共済金額の10倍を解約返戻金として支払います。ただし、短期払の契約で共済掛金払込期間満了後であっても、共済掛金払込期間満了の日までの共済掛金が払い込まれていないときは共済掛金払込期間中の共済契約とみなし、解約返戻金を支払いません。</p>	<p>(無解約返戻金契約における減額の場合)</p> <p>第94条 無解約返戻金契約において、共済掛金払込期間中に共済金額の減額をおこなう場合には、解約返戻金はありません。ただし、短期払の契約<u>または前納した契約</u>で共済掛金払込期間満了後に共済金額の減額をおこなう場合には、減額した疾病入院共済金額の10倍を解約返戻金として支払います。ただし、短期払の契約で共済掛金払込期間満了後であっても、共済掛金払込期間満了の日までの共済掛金が払い込まれていないときは共済掛金払込期間中の共済契約とみなし、解約返戻金を支払いません。</p>
<p>(本則の準用)</p> <p>第94条 【以下略】</p>	<p>(本則の準用)</p> <p>第95条 【以下略】</p>
<p>(リビングニーズ特則の適用)</p> <p>第95条 【以下略】</p>	<p>(リビングニーズ特則の適用)</p> <p>第96条 【以下略】</p>
<p>(リビングニーズ共済金)</p> <p>第96条 この会は、共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断さ</p>	<p>(リビングニーズ共済金)</p> <p>第97条 この会は、共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断さ</p>

新条文	旧条文
<p>れ、かつ、第98条（リビングニーズ共済金の請求）に規定する共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到着した場合には、必要な書類すべてが到着した日を請求日とし、請求日の翌日以後、本則第30条（<u>共済金の支払い</u>）に準じてリビングニーズ共済金を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>れ、かつ、第99条（リビングニーズ共済金の請求）に規定する共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到着した場合には、必要な書類すべてが到着した日を請求日とし、請求日の翌日以後、本則第31条〔挿入〕に準じてリビングニーズ共済金を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（リビングニーズ共済金を支払わない場合）</p> <p>第97条 〔以下略〕</p>	<p>（リビングニーズ共済金を支払わない場合）</p> <p>第98条 〔以下略〕</p>
<p>（リビングニーズ共済金の請求）</p> <p>第98条 〔以下略〕</p>	<p>（リビングニーズ共済金の請求）</p> <p>第99条 〔以下略〕</p>
<p>（本則の準用）</p> <p>第99条 〔以下略〕</p>	<p>（本則の準用）</p> <p>第100条 〔以下略〕</p>
<p>（クレジットカード払特則の適用）</p> <p>第100条 〔以下略〕</p>	<p>（クレジットカード払特則の適用）</p> <p>第101条 〔以下略〕</p>
<p>（共済掛金の払込み）</p> <p>第 101 条 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこなったときは、本則第 14 条（共済契約の成立および効力の発生）第 1 項の規定にかかわらず、本則第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（共済掛金の払込み）</p> <p>第 102 条 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこなったときは、本則第 14 条（共済契約の成立および効力の発生）第 1 項の規定にかかわらず、本則第 20 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（特則の消滅）</p> <p>第 102 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項第 4 号から第 6 号までのいずれかの場合、共済契約者は、クレジットカードを第 100 条（クレジットカード払特則の適用）第 2 項に定める他のカードに変更するか、共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更することを要します。</p>	<p>（特則の消滅）</p> <p>第 103 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項第 4 号から第 6 号までのいずれかの場合、共済契約者は、クレジットカードを第 101 条（クレジットカード払特則の適用）第 2 項に定める他のカードに変更するか、共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更することを要します。</p>
<p>（本則の準用）</p> <p>第 103 条 〔以下略〕</p>	<p>（本則の準用）</p> <p>第 104 条 〔以下略〕</p>
<p>付 則</p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>(2022年(令和4年)2月14日規約一部改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日(2022年(令和4年)3月10日)から施行し、2022年(令和4年)9月1日から適用します。</u></p>	
<p>別表第1 重度障害の定義</p> <p>1. 重度障害とは、疾病または不慮の事故等によって、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)別表第1「<u>障害等級表</u>」(第14条、第15条、第18条の8関係) 〔削除〕の第1級、第2級および第3級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。</p> <p>なお、重度障害の認定における身体障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>別表第1 重度障害の定義</p> <p>1. 重度障害とは、疾病または不慮の事故 〔挿入〕によって、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)別表第1 〔挿入〕(第14条、第15条、第18条の8関係) <u>の「障害等級表」</u>の第1級、第2級および第3級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。</p> <p>なお、重度障害の認定における身体障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>別表第3 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の取り扱い</p> <p>(1)「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2)「放射線照射(血液照射を除きます。)」については、<u>5,000</u>ラド(50グレイ)以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。<u>ただし、2022年9月1日以降に当該手術を受けた場合は、5,000ラド(50グレイ)未満の照射であっても「放射線照射(血液照射を除きます。)」に該当するものとします。</u>また、「放射線照射(血液照射を除きます。)」における密封小線源治療のう</p>	<p>別表第3 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の取り扱い</p> <p>(1)「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2)「放射線照射(血液照射を除きます。)」については、<u>5000</u>ラド(50グレイ)以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。〔挿入〕また、「放射線照射(血液照射を除きます。)」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p>

新条文	旧条文										
<p>ち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p> <p>(3) 上記(1)および(2)に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、次の手術に該当したときは、次の手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射(血液照射を除きます。)」 「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破碎術」および「骨髄移植」</p>	<p>(3) 上記(1)および(2)に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうちもつとも支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、つぎの手術に該当したときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射(血液照射を除きます。)」 「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破碎術」および「骨髄移植」</p>										
<p>別表第4 <u>手術支払倍率表</u></p> <table border="1" data-bbox="165 842 936 951"> <tr> <td><u>診療報酬 点数</u></td> <td><u>28,000 点以上</u></td> <td><u>14,000点～ 27,999点</u></td> <td><u>7,000点～ 13,999点</u></td> <td><u>1点～ 6,999点</u></td> </tr> <tr> <td><u>支払倍率</u></td> <td><u>40倍</u></td> <td><u>20倍</u></td> <td><u>10倍</u></td> <td><u>5倍</u></td> </tr> </table> <p>※<u>公的医療保険制度適用外の性同一性障害の治療や、日本国外で受けた手術に関しては、当該手術内容を公的医療保険制度適用の手術内容に当てはめて支払います。</u></p> <p>※<u>(一連につき)(一連として)以外で、診療報酬点数が7,000点未満の放射線治療については、60日に1回、一律で10倍を支払います。</u></p>	<u>診療報酬 点数</u>	<u>28,000 点以上</u>	<u>14,000点～ 27,999点</u>	<u>7,000点～ 13,999点</u>	<u>1点～ 6,999点</u>	<u>支払倍率</u>	<u>40倍</u>	<u>20倍</u>	<u>10倍</u>	<u>5倍</u>	<p>[新設]</p>
<u>診療報酬 点数</u>	<u>28,000 点以上</u>	<u>14,000点～ 27,999点</u>	<u>7,000点～ 13,999点</u>	<u>1点～ 6,999点</u>							
<u>支払倍率</u>	<u>40倍</u>	<u>20倍</u>	<u>10倍</u>	<u>5倍</u>							